

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	地域相談支援給付決定の取消し
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律第51条の10
	根拠条項
	障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律第51条の10
	参考事項
	設定等年月日
	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律抜粋 (地域相談支援給付決定の取消し)</p> <p>第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>(3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。</p>